

NEWS 88

～地方再犯防止推進計画策定状況～四国版

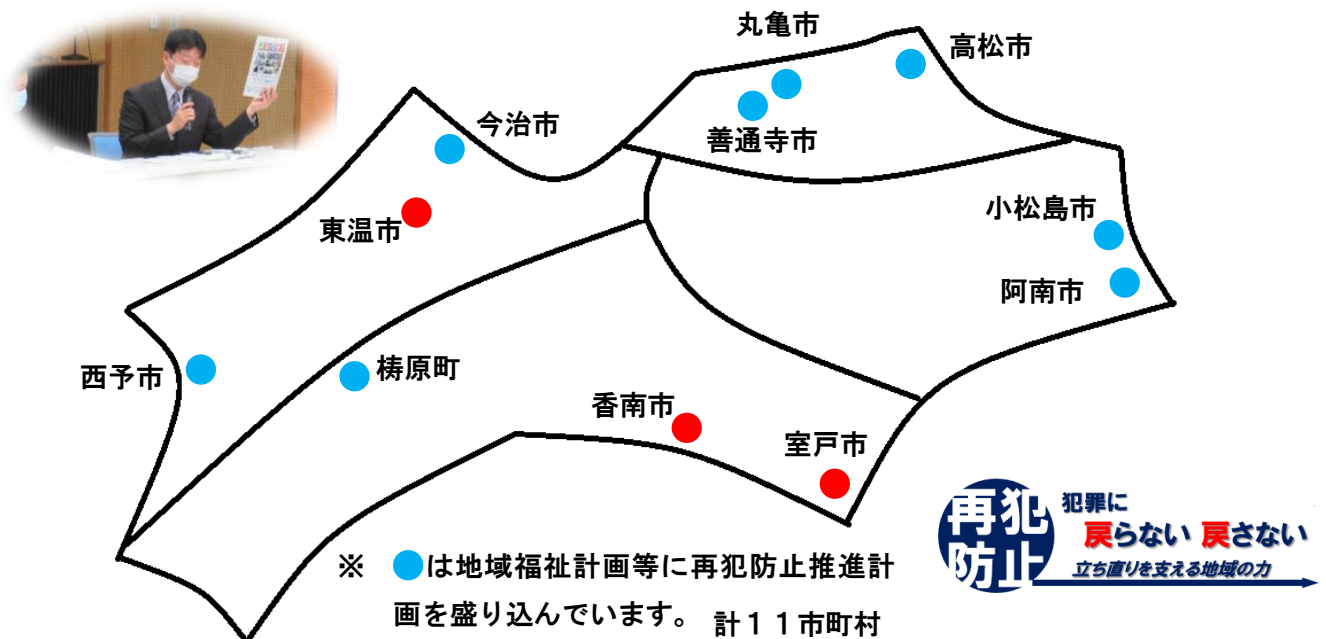
平成28年12月に成立、施行された「再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）」に基づき、「地方再犯防止推進計画」を策定する四国内の各県・市町村が増えています。

県では、本年3月に香川県が「香川県再犯防止推進計画」を策定したことにより、四国4県全てに地方再犯防止推進計画が策定されました。

- ・高知県 高知県再犯防止推進計画（R1年度～R5年度）
- ・愛媛県 愛媛県再犯防止推進計画（R2年度～R5年度）
- ・徳島県 徳島県再犯防止推進計画（R2年度～R6年度）
- ・香川県 香川県再犯防止推進計画（R3年度～R7年度）



市町村でも、計画策定が進んでおり、令和3年4月15日時点で策定を公表している地方自治体は、下図のとおりです。



また、徳島市や松山市、高知市など、現在、地方再犯防止推進計画の策定を進めている市町村も数多くあります。

当課は、四国内の全市町村の地方再犯防止推進計画の策定を目指しており、市町村の要望に応じて、情報提供や計画策定に関する助言等の支援を行っていますので、皆様のご理解・ご協力を是非よろしくお願いいたします。また、策定に当たってお困り事など、何かございましたら、下記問合せ先までご連絡下さい。

今回は、「そもそも『地方再犯防止推進計画』ってなんだ？」という声にお答えすべく、「地方再犯防止推進計画」について説明します！

【問合せ先】

法務省高松矯正管区更生支援企画課

〒760-0033 香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎

TEL: 087-822-4460